



通勤中や仕事中にけがをしたら、≫ 労災保険で受診を



業務中に転んで足首をねんざしました。健康保険で病院を受診すればいいですか？

業務中のけがは、労災保険の適用です。病院にかかる際は労災であることを必ず申し出てください。労災指定病院では、原則として自己負担はありません。

※通勤災害は初回の休業給付から200円減額あり。

労災指定病院以外にかかった場合は

まず、**全額を立て替えて支払い**、後日、**労働基準監督署へ請求する**※と、払い戻しを受けることができます。 ※事業主の証明等必要書類あり。

こんなときは労災です！



▶ 通勤中＜通勤災害＞



- 出勤途中に駅の階段で転んでけがをした



- 帰宅途中に夕食の買い物をして、通勤経路に戻った後にけがをした

※通勤とは、『「就業に関し」、「住居」と「就業場所」との間を「合理的な経路および方法」によって往復すること』と定められています。帰宅途中に日用品を買ったり、通院したりした後に通常の通勤経路に戻った場合は、その行為の時間を除き「通勤中」と認められます。

▶ 仕事中＜業務上災害＞



- 仕事中※や仕事の準備中、後片付け中にけがをした

※テレワークを含む



- 仕事中にトイレにいたり、給湯室に飲み物を取りにいたりする途中でけがをした



- 出張中にけがをした（私的な行動は除く）

労災なのに健康保険を使って医療機関を受診して医療費を支払ってしまったら、すみやかに健保組合と医療機関にご連絡ください。

労災保険に関する
お問い合わせ



ろ う さ い
0570-006031

受付時間

9:00～17:00
(土・日・祝日、年末年始を除く)

お近くの労働局・労働基準監督署または「労災保険相談ダイヤル」へお問い合わせください。

